



うめ

税務と経営

編集 発行人
税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 072 (431) 1644

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

国 税／平成27年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月29日

国 税／6月決算法人の中間申告

2月29日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告

(年3回の場合)

2月29日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

2月29日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	.	.	.	.	.

地方税／固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日



振替納税 金融機関の預貯金口座から自動的に納税が行われる方法。振替日は法定納期限より遅く、平成27年分確定申告の振替日は、申告所得税・復興特別所得税が平成28年4月20日、個人事業者の消費税・地方消費税が同年4月25日です。ただし、残高不足で振替納税できない場合は、法定納期限の翌日から延滞税がかかるので注意が必要です。



運送業を営んでいます
が、自動車運転手の労働力
不足に悩んでいます。この
背景と今後の見通しについ
て教えてください。

国土交通政策研究所の研究資
料を参考にして説明します。

わが国では、あらゆる産業で
労働力不足の問題が顕在化して
きており、運送業でもこの問題
で悩んでいる企業が多く見られ
ます。

若手ドライバーを中心とした
人材不足および現在勤めている
ドライバーの高齢化が進んでい
ます。

特に運送業のドライバーは、
他の職業に比べて「人気がない」
「退職者も多い」「若者離れが進
んでいる」と言われていますが、
本当にそうなのかどうかを見て
みます。

I 企業の職業別過不足の判断

程度の差はありますが、近年
ではどの職業も平成十九年が勞
働力不足のピークで、リーマン
ショックにより平成二十一年が
過剰のピークになっています。

その後、徐々に不足に傾き、
平成二十六年は不足のピークだ
った平成十九年に迫っています。

職業別では、管理・事務職は
変動が小さく、技能工・単純工
は変動が激しくなっています。

運送ドライバーや販売・サービ
スでは、変動幅は中くらいです
が比較的高位に推移しています。

特に運送ドライバーは、もと
も他の職業と比較して不足感
が大きい職業ですが、ここ数年
でさらに不足感が高まっていま
す。

II 有効求人倍率の推移

有効求人倍率を全職種で見ると、リーマンショック後の平成
二十年から急落し、平成二十一
年に〇・四二と最低を記録、そ
の後徐々に回復。平成二十五

には〇・八七となりましたが、
リーマンショック前の最高値で
ある一・〇二までには戻ってい
ない状況です。

一方、運送ドライバーは、リ
ーマンショック後に〇・七二ま
落ち込みましたが、その後急激
に上がり続け、平成二十五年は
一・六九となり、リーマンショッ
ク前の最高値一・五六を上回っ
ています。

これは、現在の運送ドライバ
ーの不足が他の職業と比べて深
刻なことを示しています。

III 具体的な現状

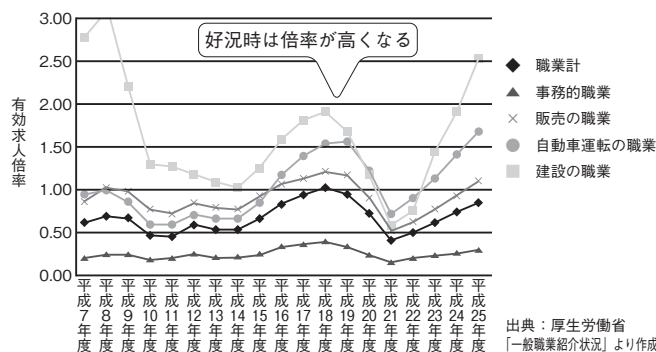
六〇歳未満の大型免許保有者
数は今後急激に減少します。

運送ドライバーが減少し、さ
らに高齢者ドライバーが増えれ
ば、「即日配達社会」が崩壊する
可能性が出てきます。

物流コストの急上昇で、一部
通販会社が行っている「午前中
注文、当日お届け」が難しくな
ります。

また、スーパの棚は品薄気
味になったり、建設現場も資材
が届かない等で工事が中断とな

職業別有効求人倍率（パートタイムを含む常用）



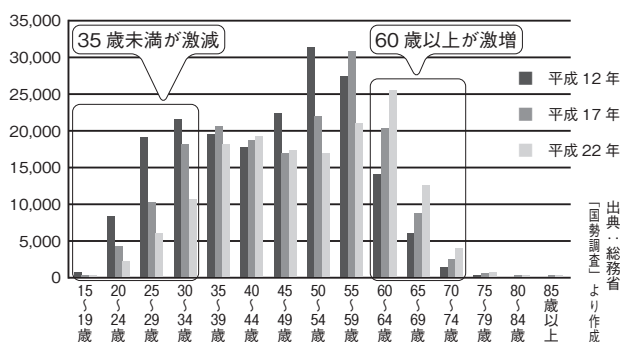
出典：厚生労働省
「一般職業紹介状況」より作成

ることが日常的に起こる可能性
があります。

若手の運送ドライバーが減っ
ていく背景には、少子高齢化が
ありますが原因はそれだけでは
ありません。

平均月間収入は全産業平均よ
り低く、その割には仕事が一
日、年間総労働時間が全産業平

自動車運転従事者の年齢階級別就業者数



均に比べて長い、典型的な3K産業となっています。さらに二〇〇七年六月に施行された改正道路交通法も激減理由のひとつになっています。従来は普通免許でも総重量八トン未満、最大積載量五トン未満の車両の運転ができましたが、改正後に免許を取得する人は、総重量五トン以上一トン未満、

最大積載量三トン以上六・五トン未満の車両の運転には中型自動車免許が必要となりました。問題は、この免許の取得条件が普通免許を取得して二年経過していなければならず、高卒者は即戦力にはなりません。中小零細の運送会社にとって、経営コストが押し上げられる要因となっています。人材不足を海外に頼るうにも、運転免許の学科試験は日本語の読み書きが必要であり、女性ドライバーも基本的に力が必要であり、それほど増やせません。もはやロボットしかないかとも言われています。免許所有者は、平成十八年は大型免許が四五万人、普通免許六・九七二万人でしたが、中型免許施行後の平成二十二年には大型免許四四九万人、中型免許四三三万人、普通免許六・七七四万人となっています。大型・普通自動車の免許所有者はあまり変わらず、中型免許所有者はそれほど多くない状況であり、運送ドライバーのなり手が毎年少なくなっていることが分かります。

高卒の若者を雇用したくても今の普通免許のままでは乗ってもらえない。普通免許を取得し、二年後に来てと言っていたら他の業界に行ってしまう。

Ⅳ 国土交通省のアンケートより

国土交通省がバスの運転手を対象に行ったアンケート結果によると、五八・八％が「魅力のある職業ではない」と回答し、その理由としては「事故に遭遇する可能性がある」「労働時間が長い」「給料が安い」が多くなっています。

バスを運転するには「大型二種免許」が必要であり、この免許を持つドライバーは約一〇二万人で、ここ一五年間で二〇万人以上減少しています。

Ⅴ 今後の対策

不規則・長時間・力仕事といった業界体質を抜本的に改善し、最大の潜在的労働力である若者や女性の就労を促すため、①採用から定着まで一貫した取組み、

②働き方を変える抜本的な取組み、③労働生産性を向上させる輸送効率化の取組み、の三点に取り組んでいくことが重要です。具体的には、国土交通省の自動車運送事業者等の人材の確保及び育成に向けたプロジェクトチームにより発足した「トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会」「バスの運転者確保および育成に向けた検討会」による結果から、若者や女性の活用を図るうえで不規則な就業形態や長時間労働の原因となる一人の運転手が一つの行程を担う「働き方」を抜本的に改めることが不可欠だとしています。

一つの行程を複数人で分担する中継輸送を導入し、人にやさしい「働き方」に変えることで若者や女性の活用を推進することなどをあげています。

ある企業では、運転者が誇りを得るように、優秀運転技能者の表彰や長時間労働の廃止などを行うことによって、以前の「給与だけ高ければ」と、がむしゃらに働く考え方を変えています。

和食と肥満

OECD（経済協力開発機構）が「OECD34カ国の成人人口の18%が肥満であり、1位は米国35.3%、最下位が日本3.6%で、和食がブームになっている」と報道しました。

2014年8月、英国のマーティンユーマンズ教授等も「うま味の主成分であるグルタミン酸とイノシン酸には、食品をおいしく感じさせ、食事の満足感を高める効果があることを発見。うま味が満腹感を得やすくさせ、食欲を抑えることが分かった」と報じました。

また、和食は「素材の味を生かし、旬を大切に」「日本食は地産色が豊かで、酒の種類も豊富だ」と昨年10月31日まで開かれていたイタリア・ミラノ万博（テーマは、「地球に食料を、生命にエネルギーを」）でも高い人気を集めました。

このように、「うま味を生かした食文化」である和食は、肥満の防止という側面ばか

りでなく、文化という形で世界に受け入れられてきたと見ることができます。

世界に進出している和食店舗数でも、2013年から2015年で1.6倍の8万8,703店に急増しています。

アジアでの増加は、肥満だけでなく経済成長に伴う「健康志向」と見ることもできるのではないのでしょうか。

和食店増加数

	2015年(店)	2013年比(倍)
世界	88,703	1.6
米国	22,452	1.5
北米	25,100	1.5
欧州	10,550	1.9
中国	23,130	2.1
アジア	45,300	1.7
中南米	3,100	1.1
ロシア	1,850	1.5
オセアニア	1,850	2.6
中東	600	2.4
アフリカ	300	2.0

外務省調べ 農林水産省推計

リスク回避には

事業経営者は、法律問題に関心を持ちましょう。ウチは信頼関係でやっているから…等の対応は、問題に巻き込まれやすくなります。よくある例で、リスク対策を簡単に紹介します。

▼商品の発送―発注者への送付と請求書だけでは危険。契約書の作成は無理としても、FAXやメールのやりとりで証

拠を残します。

▼業務の受託―口頭の打合せだけで仕事を引き受けるのを回避。どこまで委託しているのか（内容、時期、値段等）を日付を記入し、メモにして相手のサインをもらうとか、やりとりの録音を取ります。

▼社員の雇用―例えば、退職に関しては、このような事を起こしたら辞めてもらいますと具体的条件の提示を行い、予防します。

弁護士に必要な力

A 弁護士は「弁護士に必要な力」として次のような点を指摘します。

- ①調査能力…弁護士はいろいろな人がそれぞれの争い事を解決してもらおうと訪ねてきます。持ち込まれた課題について、過去にどのような裁判例があるのだろうか、とか、過去の類似した事件について調査する能力が必要です。
- ②論理的思考能力…今回の事件（課題）をどのように法律条文や判例に当てはめて、どう解決していくのが妥当であるかを考える力が要求されます。
- ③謙虚さ…常に自分の考えに何かが抜けてはいないか、自分の能力を超えた問題に向き合っていないかを反省する姿勢が大切です。
- ④共感力…依頼者の立場になって、どういうところがつらいのか、どういう結果を欲しているのか、この人を助けたいなあと思う気持ちを強く持つことが必要でしょう。